

和歌山県人権施策推進審議会 運営のための小委員会委員の選出について

<設置目的>

小委員会は審議会の円滑な運営を目的に、和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第2条第1項第1号により設置している。

本委員会は、全員協議会の前に調整が必要となった際に開催するものである。

<委員の選出>

委員については、同要綱第3条に基づき、審議会会长が審議会に諮って決定する。

<委員の構成>

同要綱第2条第2項で「審議会会长が招集し、議長となる」と定めがあるため、会長が本委員に就任する必要がある。また、和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項で、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と定めがあるため、会長代理も本委員会委員に就任する必要がある。

従って、委員の構成は以下のとおりとなる。

- ・会長
- ・会長代理
- ・委員